

3. 労働者の健康情報を取り扱うに際しての事業者の義務等

(4) 情報の管理

ア. 安全管理体制の整備

事業者は、その取り扱う労働者の健康情報が機微であり、労働者の権利として特に厳格に保護されるべきものであることに鑑み、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のために、人的、組織的、技術的な安全管理措置を厳重に講ずる必要がある。

事業者は、健康情報の取扱いに当たって、個人情報保護の観点から利用目的に合致した情報の取扱いに関する安全保護措置等、一定のルールを策定しておく必要がある。

事業者は、健康情報の管理責任者や健康情報を取り扱う者に対して、その責務を認識させ、具体的な健康情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行う必要がある。

事業者は、健康診断の実施に関する業務の全部又は一部を、医療機関等に委託したり、メンタルヘルスサービスを提供する民間機関を利用したりして、健康情報の取扱いを外部機関に行わせる場合には、契約に際して、健康情報の安全管理が図られるよう労働者のプライバシーの保護方策を盛り込む等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

イ. 取扱いについてのルールの策定

事業者は、健康情報を取り扱う者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせなければならない。

また、健康情報の取扱いについて権限を与えられる者及びその取り扱う健康情報の範囲は最小限度とすべきである。具体的には、産業医・産業看護職や衛生管理者等の産業保健スタッフ、人事労務担当者・管理監督者等が、それぞれの責務を遂行するうえで必要な範囲の情報に限定して取り扱うことを原則とすべきである。

事業者は、このような取扱いについてのルールの策定において、あらかじめ労働者の意見を聞く必要がある。

「中間取りまとめ」で検討が必要とされた、労働者の健康情報の取扱いを産業医等が中心となって行うことについては、労働者の健康情報に関する秘密保持や適正な取扱いを徹底するため、健康診断の結果である生のデータは、産業医等の手許に集中され、労働者の就業上必要と判断する限りで、加工されたデータが事業場の中でその情報を

必要とする者に伝えられる体制が望ましいといえることができる。ただし、実際には月に1回職場を訪れる非常勤の産業医が多い中では、情報の伝達が滞る可能性があり、また、50人未満の産業医の選任義務がない事業場も多数存在することから様々な課題も指摘された。

健康情報に基づく診断、医学的な判断により事業者へ意見を述べることなどは、産業医等が行わなければならない。

しかしながら、健康情報が記載された文書の授受・整理・保管などを行う者は、必ずしも産業医等である必要はなく、事業場の常勤職が関与することにより実務を滞りなく処理することができると思われる。

今後、事業場において健康情報を取り扱う際には、産業医等が中心となって実施するような体制を備えた事業場が増えるよう取り組んでいく必要がある。

このほか、健康情報の取扱いに関して、法定の健康診断など特別な場合を除いて、収集の段階で本人の同意が必要であり、また、収集された情報の利用停止や廃棄についても、本人の意思が最大限尊重されなければならない。

このような取扱いについても、事業者は、労働者と合意した上で、ルールで具体的で実効的な対応方法を取り決めておく必要がある。

ウ．労働者とのトラブル

個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」(同法第31条第1項)とし、さらに「個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない」(同条第2項)としている。労働者の健康情報に関しても、個人情報保護法の趣旨にのっとり、事業者はあらかじめ労働者との間で不適切な取扱いが行われた場合の苦情処理の方法等について合意しておく必要がある。